

【概要】

- ・平成27年度において知的財産関連科目は、おおむね全ての法科大学院（45校中44校）で開設されている。
- ・司法試験の選択科目に知的財産法があり、平成28年は988人（14.4%）が選択した。（平成27年は1,060人（13.4%）が選択）

【開設科目例】**○ 北海道大学／知的財産法 A／1,2,3年次配当／研究者教員担当**

知的財産法の初学者のために、総論として、知的財産法の対象となる知的財産の特殊性や有体物と異なる点について、各論として、不正競争防止法及び不正競争防止法の商品等主体混同行為の規律と関係の深い商標法について学修する。

○ 大阪大学／特殊講義 C（特許・著作権訴訟）／2,3年次配当／実務家教員（弁護士、弁理士）担当

- ◆知的財産法 I（特許法）・同 II（著作権法）等で習得した知識を定着させ、応用力を養う。
- ◆特許訴訟につき、訴訟物ごとに要件事実を整理するとともに、実務で一般的な特許権侵害訴訟と審決取消訴訟が並行する事案で裁判官・弁護士が実際に直面する実務上のポイントを理解し、応用力及び起案力を養う。
- ◆著作権訴訟につき、要件事実を整理するとともに、応用力及び起案力を養う。

○ 明治大学／知的財産と法Ⅲ／2,3年次配当／実務家教員（弁理士）担当

情報技術と生命科学を中心に「先端技術と知的財産法の関係」について、裁判例や政府報告書等の分析と考察を通じて、特許法や著作権法に関する理解を深める。

- ◆ 情報技術：ソフトウェアやビジネス方法に関連する発明の特許要件及び権利侵害に関する先端的問題
- ◆ 生命科学：生物と工業製品の本質的相違に起因する特許保護要件等の問題や医療・生命倫理と特許の関係 など

各法科大学院の取組例（北海道大学）

◇プログラム名

知的財産法領域における社会的ニーズに即応した「実効的な継続教育プログラム」の実施

趣旨・ねらい

21世紀COEやグローバルCOEプログラムによる最先端の研究成果を活かし、知的財産法という先端的法領域について、インテンシブな「サマーセミナー」を開催することにより、大規模なリカレント教育を推進し、知的財産推進計画が目指す人材育成を充実させる。

取組のポイント

①企業法務関係者のリカレント教育

- ・サマーセミナーにより、知的財産法という先端的法領域に携わる実務家の全国的な水準を引き上げ、この領域におけるトップレベルの法曹の層を厚くするためのリカレント教育を実施。

(主な実績・成果)

- ・毎年、多数の弁理士、弁護士等の参加を得ている（右表参照）。海外の弁護士も参加している（平成29年度、韓国2名、中国1名、台湾1名）。
- ・弁理士会から外部機関による弁理士研修として位置付け。
- ・大阪弁護士会知的財産法実務研究会、第二東京弁護士会知的財産権法研究会の継続的な参加を得ている。

②修了生に対する継続教育

- ・北海道大学法科大学院は知的財産法だけで12単位の授業を展開するほど、この分野に力を入れており、このプログラムには本学を修了した弁護士で知的財産法を主たるフィールドにしている者の継続教育という側面もある。

(主な実績・成果)

- ・本法科大学院を修了し、弁護士として知的財産関係の仕事に就いている者から、参加を得ている。H28年度8名、H29年度5名。

③法科大学院における教育

- ・H28年度から、サマーセミナーを本法科大学院（及び修士課程）における正規の授業とし、知的財産法分野の法曹の水準の引上げのため、この分野の教育の一層の充実を図っている。

(主な実績・成果)

- ・H28年度には16名が受講、H29年度には9名が受講した。

北海道大学サマーセミナーのイメージ



年度	課題	参加者数					単位化履修の 本学学生
		弁理士	弁理士 かつ 弁護士	弁護士	その他		
26	特許法	147人	48人	12人	29人	58人	
27	著作権・不正競争・ 商標・意匠等	192人	35人	11人	34人	112人	
28	特許法	172人	47人	20人	30人	59人	16人
29	著作権・不正競争・ 意匠・商標	179人	43人	21人	39人	67人	9人

※ その他の主な参加者：企業等の法務・知財担当者、他大学の教員、本学大学院生

経営系専門職大学院における知的財産関連科目の開講状況等

【概要】

- ・平成28年度において、ビジネス分野では、24大学中14大学が知的財産関連科目を設けている。
- ・一方、MOT分野では8大学全てにおいて、知的財産関連科目を設けている。

【開設科目例】

○九州大学経済学府産業マネジメント専攻／知的財産管理／1,2年次配当／実務家教員（弁理士）担当
知的財産の基礎知識を習得した上で、知的財産マネジメント実践能力を養成する。

○関西学院大学経営戦略研究科経営戦略専攻／知的財産権法／1年次配当／研究者教員担当
知的財産の本質を理解し、関連する法体系を把握し、現在問われている課題に係る多様な背景を理解して、知的財産に関しての実践的な能力の習得を目指す。

○山口大学技術経営研究科技術経営専攻
「知財戦略特論」／1,2,3年次配当／実務家教員（弁理士）担当
知的財産・知的財産権を事業における差別化要因及び競争力の確保の源泉として活用する実践的な戦略について講義。

「国際知財法務特論」／1,2,3年次配当／実務家教員（弁理士）担当
知財に関する主要な条約・協定について解説し、日米欧亜における主要国の制度の比較を行い、各国・地域の特許庁から提供される権利・技術・審査情報の入手、海外における交渉・契約・訴訟等を扱うとともに、国際標準化等の企業活動の事例に基づいて、国際的な知財の権利化及び活用を図る知財戦略の立案に必要な知識とスキルの獲得を目的とする。

「知財MOT特論」／1,2,3年次配当／実務家教員（特許庁出身者）担当
公開されている知財情報の分析方法、審査・審判・特許権侵害訴訟の実務を理解し、知財戦略立案に資するスキルを獲得することを目的とする。

コアカリキュラムの取組例

(平成28年度 先導的経営人材養成機能強化促進委託事業 (受託機関: 山口大学))

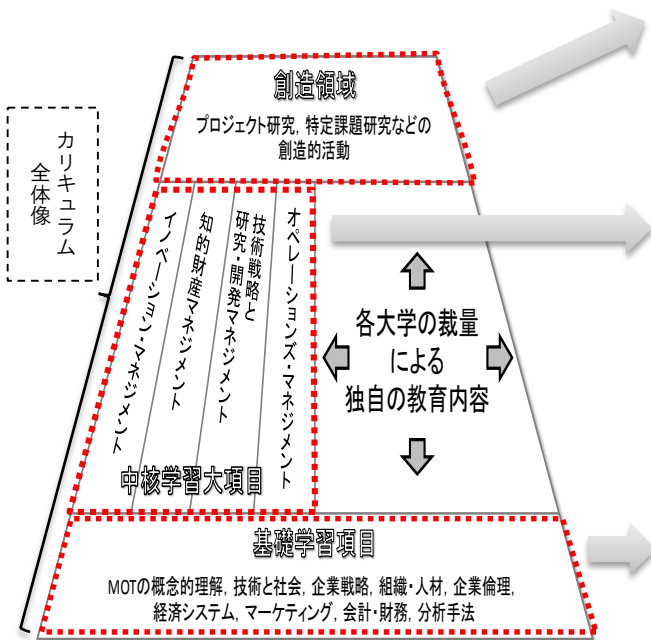
本調査の背景・目的

- 国内の人口が減少する中、産業の持続的な発展や国際競争力の向上を目指すためには、高度な経営知識・能力を身に付けたビジネス人材の育成が一層不可欠。
- 経営系専門職大学院 (ビジネス・MOT分野) が社会から高い評価を得て、将来に向けて発展を遂げていくためには、教育プログラムのより一層の充実が必要。

➡ 経営系専門職大学院 (MOT分野) で学ぶすべての学生が修得すべきと考えられる学習内容、共通的な到達目標である **コアカリキュラムの開発を実施 (平成21年度に策定したものを改定)**

提言内容(コアカリキュラム)

⋯コアカリキュラム提言対象



【創造領域】

- 将来直面する可能性のある様々な実務課題に対する創造的な解決策を導くためのアプローチ方法を体得させる。
- 社会 (「出口」) を強く意識した教育内容とし、各大学のディプロマポリシーとの整合性をとる。
- 「基礎学習項目」「中核学習大項目」に示した内容を修得した上で、技術と経営の複眼的視点に立脚した領域である。

【中核学習大項目】

領域	中項目 (一部抜粋)
①イノベーション・マネジメント	「イノベーションの定義」「オープン・イノベーション」「企業経営とイノベーション」「社会的イノベーション」等
②知的財産マネジメント	「知的財産と知的財産権」「権利化」「外部連携におけるマネジメント」等
③技術戦略と研究・開発マネジメント	「技術の概念」「企業や事業の目的とその達成のための技術戦略」「技術獲得アプローチ」「研究と開発の役割と活動」等
④オペレーションズ・マネジメント	「生産システム」「評価指標」「総合的品質管理」「サプライチェーンマネジメント」等

【基礎学習項目】

領域	中項目 (一部抜粋)
①MOTの概念的理解	「MOTの定義」「MOTの歴史的経緯」「MOTからみせる新概念の習得」
②技術と社会	「技術者倫理・科学者倫理」「科学・技術と社会」「技術と標準化」等
③企業戦略	「経営理念 (ミッション)」「全社戦略」「競争戦略」「事業戦略」
④組織・人材, 企業倫理	「組織の定義」「組織のデザインとマネジメント」「リーダーシップ」等
⑤経済システム	「消費者の行動」「企業の行動」「市場のメカニズム」
⑥マーケティング	「市場機会の発見と分析」「市場への働き掛け」「顧客との対話」
⑦会計・財務	「財務諸表」「原価計算」「資金調達と企業価値評価」
⑧分析手法	「数理・統計学的アプローチ」「社会科学的アプローチ」